

介護保険における保険者機能等の強化等についての意見

平成 29 年 11 月 10 日

介護保険部会委員

東京大学教授 岩村正彦

本日は他の公務により介護保険部会への出席がかなわないことから、下記のとおり書面にて意見を提出させていただきます。

記

1. インセンティブの在り方について

保険者機能の強化の観点から、自立支援に向けた市町村等の取組を適切な指標で評価し、P D C A サイクルを回していくことは重要な取組です。地域包括ケア強化法で新たに設けたこの取組のための枠組みを、平成 30 年度からの第 7 期の計画期間においてしっかりと定着させていくことがまずは重要と考えます。

この点に関して、保険者へのインセンティブ付与の仕組みとして介護保険制度における調整交付金を活用するという提案があります。しかしながら、調整交付金の目的は、各市町村の、被保険者の年齢構成や被保険者の所得水準の相違による第 1 号保険料の格差を調整することにあります。インセンティブ付与のために調整交付金を活用するという考えは、上記のような調整交付金の元々の目的とは異なる役割を付け加えようとするものです。このように調整交付金の目的・機能を変えることは、調整交付金本来の調整機能を阻害しかねない部分があります。したがって、保険者へのインセンティブ付与のために調整交付金を活用することは慎重に考えるべきものと考えます。

また、調整交付金をインセンティブ活用することで、かえって各市町村の行動をゆがめる可能性もあり、その結果として適切な評価やサービス利用を阻害しかねないおそれもあることに留意すべきであると考えます。そして、財政的インセンティブの付与の仕組みをこれから導入して調整交付金の見直しをした場合、見直し後の調整交付金交付額を、第 7 期計画期間の介護保険料に反映させることは困難です。ですので、調整交付金によるインセンティブ付与の仕組みの第 7 期からの導入は避けるべきと考えます。また、将来的に、調整交付金の活用を検討する場合にも、上記の調整機能等を損なうことのないよう十分配慮すべきです。そうした観点からは、まずは、地域包括ケア強化法による新たな枠組みにより保険者の一層の取組を強力に推進することがあるべき順序ではないかと考えます。

2. 評価指標の在り方について

評価指標については、各市町村が、それぞれの地域の実情に応じてどのような項目に特に重点を置くかをしっかり考え、地域ごとの状況に合わせた形で取組が進むようにすることが大事だと考えます。そうした観点からは、目標設定の段階から、こうした指標のどのような部分にポイントを置いて考えるかは重要と考えており、各市町村の取組が期待されます。

また、認知症施策など国としても特に取組を進めていくべきと考えている施策については、評価指標上もそうした施策に各市町村がより取り組みやすくなるように一定のウエイト付けを行うなど工夫が必要ではないかと考えます。

以上